

第1回林地台帳の整備に係る事務レベル検討会 議事概要

1. 日 時 平成 28 年 5 月 24 日 13 時 25 分～15 時 30 分
2. 場 所 林野庁 A・B 会議室
3. 議 題 ・林地台帳について
・林地台帳の整備について
・その他(スケジュール等)
4. 出 席 者 別紙のとおり

5. 議事概要

議事次第に基づき事務局から説明を行い意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

(北海道)

- 林地台帳の記載項目として、森林の土地の所有者だけでなく、立木の所有等の権利関係を示す欄も必要ではないか。
- 森林計画図、公図を用いた地図の公表については、権利関係に使えない旨の記載等を付すべき。
- 所有者からの申出により修正をする場合、口頭ではなく申し出内容の確認をする根拠を整理する必要がある。
- 北海道は森林調査簿に地番が記載されておらず、地籍図と森林計画図の図面の重ね合わせから作業を始めているが、公図の位置情報が不正確、市町村からの図面がデータではない等、課題が多い。
- 林地台帳の整備は、都道府県と市町村の位置付けを明確にする必要がある。
- 市町村に林地台帳の図面の修正の届出があった場合の取扱いや、市町村による情報提供の取扱いについてもしっかり検討して欲しい。

(千葉県)

- 林地台帳の記載項目として、施業履歴、境界測量の一部未了、登記の年月日に加え確認年月日も必要ではないか。
- 共用林等では所有者が多い場合もあることから、名簿の添付等で対応してはどうか。
- データの公表が林地開発に利用されないよう、公表の対象者を整理しておく必要がある。
- 市町村は予算も人員も少なく、どのように地番図の元図を作るかが課題。林地台帳の整備は市町村の事務であることから県独自の予算要求は厳しい状況。
- 林地台帳が出来上がるまでしっかりと支援をして欲しい。
- 整備に必要な経費が交付されるよう考慮頂きたい。

(宮崎県)

- 林地台帳の記載事項については、市町村の事務量や更新を考えると、必要最小限でよいのではないか。
- 宮崎県は林小班 1 件につき代表地番を 1 つ記載しており、地籍調査が終わっていない地域で森林簿を使って登記情報から全ての 5 条森林の地番を抜き出すことが難しい。また、地番図の作成方法を検討しているが、森林計画図から地番図を作成した場合に地番のものが生じることが課題。
- 台帳を2年間で整備し、公表することとなることから、更新の方法や公表する項目については、慎重に検討した方がよい。

(飯田市)

- 林地台帳の閲覧・公表は無償にするのか検討が必要。公表について、トラブルを招く懸念もあることから、閲覧の目的を明確にして申請を前提にした閲覧という形をとれないか。また、閲覧は売買や権利関係には使えないことを明確にし、森林を保全、又は施業するために限る等の制限を検討する必要がある。
- 飯田市は独自の GIS に県から提供された森林計画図等の情報を活用して運用している。GIS や施業の集約化、境界の明確化の状況は市町村によって差があり、全国一斉の想定レベルまで整備されるのは難しいのではないか。
- 飯田市も地籍調査が進んでいない。H31 年公表の時点で完了していないということも許されるのか。
- 人員の限られた小さな市町村では、都道府県の支援と協力がなければ林地台帳の整備を進めることは難しい。都道府県の役割を明確にして欲しい。

(長浜市)

- 境界の確定については、官民境界確定のような登記に反映できる精度のものか、もっと大雑把なものでいいのか検討して欲しい。
- 現に所有する者と所有者とみなされる者の基準を明確に設定してほしい。
- 公表の際の本人確認の手続きについて、さらに検討して欲しい。
- 課題は、森林区域の地番図情報がないこと、森林の所有形態が零細で相当の筆数があること、森林所有者の届出制度では森林の地図が添付されておらず、場所も分からない場合がほとんどであること、地籍調査の専任の職員が二人いるが進捗があまり期待できないこと等がある。
- 今回の法整備の目的の一つは施業の集約化にあることから、天然林など施業の対象になりにくい森林における台帳整備の必要性について整理する必要がある。

(真庭市)

- 真庭市は地籍調査が8割ほど終わっておりGISとも連動している。
- 今回の台帳の整理は、電子媒体か紙媒体か決めて欲しい。
- 地籍調査は昭和40年前後から始めており、調査の実施年月日を調べ、記載するのは労力がかかりすぎる。
- 公表に当たり、図面の閲覧方法を決めてほしい。航空写真の添付は想定しているのか。
- 現在は市がシステムの更新等を一括して行っているが、今後県での整備、市のシステムが老朽化することへの経費を心配している。

(岩手町)

- 岩手町は地籍調査が昭和60年までに完了しており、現在は森林GISシステムによって管理されている。
- 林地台帳の整備には法務局の管理する登記の情報と所有者の権利を管理している固定資産台帳や課税台帳など、それぞれの関係機関が円滑に情報を提供できるような環境を整備するとよいのではないかな。
- 森林の土地の所有者の届出を行う方の中に、登記を行った方と行っていない方がいることから森林所有者の定義付けが必要ではないかな。

(十津川村)

- 十津川村は地籍調査が進んでおらず、今後整備するにあたり国の求める林地台帳の精度や公表方法に影響を受ける。現在境界の明確化を現地立会い等を行いながら進めているが、低い精度のものを公表するとラブラルになる可能性もある。公表の対象者を絞ることが必要。
- 同県内で市町村によって台帳の完成レベルが異なることも想定される。
- 土地と立木の所有者が違う場合があるため、林地台帳に立木の所有者状況の欄が必要ではないかな。
- 村には手書きの公図しか無い中、県から提供される図面の精度が重要となる。
- 林地台帳が課税に影響を与えるのか。注意すべき事項等あれば明記して欲しい。

(大豊町)

- 林地台帳に納税義務者を記載し、公表した場合、相続人のうち一人だけを教えるということになり、施業により生じた利益をその相続人一人が得てしまう場合が多い。
- 高知県では県と各市町村間で、ある程度森林情報の整備、共有ができています。
- 森林計画図と公図、空中写真等を照合して地番を整理するということは、自治体が勝手に土地の境界を確定することにならないかな。林業事業体等にデータの公表をする前に、国土調査と同じように所有者の確認が必要ではないかな。

(林野庁)

- 情報の精度については、林地台帳は登記情報など既に公表されているものを台帳としてとりまとめ、その後、精度を上げるというのが基本的な考え方。
- 公図の利用は、地番の特定や地番と小班の相関を判断するための方法の一つであり、公図そのものを修正して、公表することは想定していない。
- 林地台帳については市町村の事務と法定しているが、これまで森林情報等をまとめてきた都道府県の支援、都道府県と市町村の両者での情報共有が不可欠である。
- 6月以降に具体的な制度設計の調査を委託することも検討中。
- 本日頂いた意見を踏まえ、整備マニュアル等の原案をまとめ、お示ししていきたい。
- 国においても、技術的な支援、財政支援を含め、検討を進めていきたい。

別紙

北海道	水産林務部林務局森林計画課
千葉県	農林水産部森林課
宮崎県	環境森林部森林経営課 森林計画担当
飯田市	産業経済部林務課
長浜市	産業観光部森林整備課
真庭市	産業観光部林業・バイオマス産業課
岩手町	農林環境課
十津川村	農林課
大豊町	プロジェクト推進室
林野庁	森林整備部計画課